

## 「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

### 1 趣旨

近年、金属類（銅板、銅線、溝蓋・マンホール等）を被害品とする窃盗である金属盗が急増していることを踏まえ、古物たる金属製物品の窃盗の防止を図るため、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

### 2 期間

令和7年6月27日（金）から同年7月26日（土）まで（30日間）

### 3 規則改正案の概要

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）は、古物商に対し取引の相手方の本人確認義務及び取引時の帳簿等への記載義務（以下「本人確認義務等」という。）を課しているが（法第15条及び第16条）、対価の総額が1万円未満となる取引については、これらの義務を免除している（法第15条第2項、規則第16条第1項）。ただし、一部物品については、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しないこととしている（規則第16条第2項）。

現下の厳しい金属盗情勢を踏まえ、窃盗被害が急増している金属製物品の古物市場への流入を抑止するため、規則を改正し、古物に該当する電線、グレーチング、エアコン等の室外機についても、取引金額の多寡にかかわらず本人確認義務等の対象とするものである。

### 4 施行期日

令和7年10月1日（予定）